

再雇用シニア職・継続雇用局長コースになった方（再雇用短時間勤務職コースを除く）

2023年5月
日本郵政共済組合

【注意】再雇用シニア〇〇職・継続雇用局長コース転換後
4月～6月の共済掛金額について

再雇用となる方は、採用される2023年4月から標準報酬月額及び共済掛金額が変わりますが、採用直後の4月～5月の標準報酬月額及び共済掛金額は、2023年4月の固定的給与（基本給等）のみで算定します。

5月の給与支給時に4月分の超過勤務手当ほか各種手当が支給されることで、4月分の非固定給与が判明し、4月に遡って標準報酬月額を見直しますので、2023年6月給与では正しい標準報酬月額及び共済掛金額になるとともに、4月～5月分の共済掛金額の差額が精算されます。

⇒ 4月、5月の掛金額が過少となっていた分は、

6月の給与支給時にまとめて控除（追徴）されますのでご承知おきください！

（例）再雇用シニア〇〇職（短時間勤務職コースを除く）へのコース転換後の共済掛金額

年月	固定的給与	非固定的給与	標準報酬月額	掛金額	解説
2023年 3月	520,000円		530,000円	80,936円	退職前
2023年 4月	180,000円		180,000円	27,723円	【新規資格取得時決定】 4月の固定的給与のみで 標準報酬月額を算定
2023年 5月	180,000円	80,000円 (4月分実績)	180,000円	27,723円	4月分の超過手当等の 非固定的給与が判明
2023年 6月	180,000円		260,000円	64,689円 (内訳) 6月分 40,045円 5月差額精算分 12,322円 4月差額精算分 12,322円	4月に遡って標準報酬月額 を見直し。 6月分の掛金と合わせて 4月～5月分の掛金額の 差額を控除
2023年 7月	180,000円		260,000円	40,045円	

※ 共済掛金額は短期掛金、介護掛金、厚生年金保険料、退職年金分掛金を含みます。

【照会先】

共済掛金に関すること：日本郵政共済組合共済センター TEL:0120-97-8484（コールセンター）
給与支給に関すること：勤務先の給与ご担当者様へご連絡ください。